

中部地方整備局事業評価監視委員会（令和3年度 第1回）

日時：令和3年7月28日(水) 14:00～

場所：名古屋銀行協会会館 5F大ホール

議 事 次 第

1. 開会

2. 挨拶

3. 職員紹介

4. 資料確認

5. 対象事業の説明・審議

(1) 令和3年度の審議の進め方

(2) 再評価審査【重点審議】

「道路事業」

- | | | |
|-----------|----------|------------|
| ○一般国道474号 | 三遠南信自動車道 | 飯喬道路 |
| ○一般国道474号 | 三遠南信自動車道 | 青崩峠道路 |
| ○一般国道474号 | 三遠南信自動車道 | 水窪佐久間道路 |
| ○一般国道474号 | 三遠南信自動車道 | 佐久間道路・三遠道路 |

(3) 再評価審査【一括審議】

「道路事業」

- 一般国道156号 岐阜東バイパス
- 一般国道258号 大桑道路
- 一般国道1号 関バイパス

6. 報告

「河川事業」

- 菊川直轄河川改修事業
- 木曾川水系連絡導水路事業（水資源機構事業）

7. その他

連絡事項

8. 閉会

令和3年度 中部地方整備局事業評価監視委員会
委員名簿

あさひ 朝日	さちよ 幸代	三重大学人文学部法律経済学科教授
いまいずみ 今泉	ふみとし 文寿	静岡大学農学部生物資源科学科教授
さかい 酒井	みづき 美月	長野工業高等専門学校環境都市工学科准教授
さわだ 沢田	かずひで 和秀	岐阜大学工学部附属インフラマネジメント 技術研究センターセンター長
たかせ 高瀬	たつお 達夫	信州大学工学部水環境・土木工学科准教授
とみなが 富永	あきひろ 晃宏	名古屋工業大学名誉教授
はらしま 原島	ただし 正	弁護士
まつもと 松本	ゆきまさ 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科教授
みずたに 水谷	のりみ 法美	名古屋大学大学院工学研究科教授
よしなが 吉永	みか 美香	名城大学理工学部建築学科教授

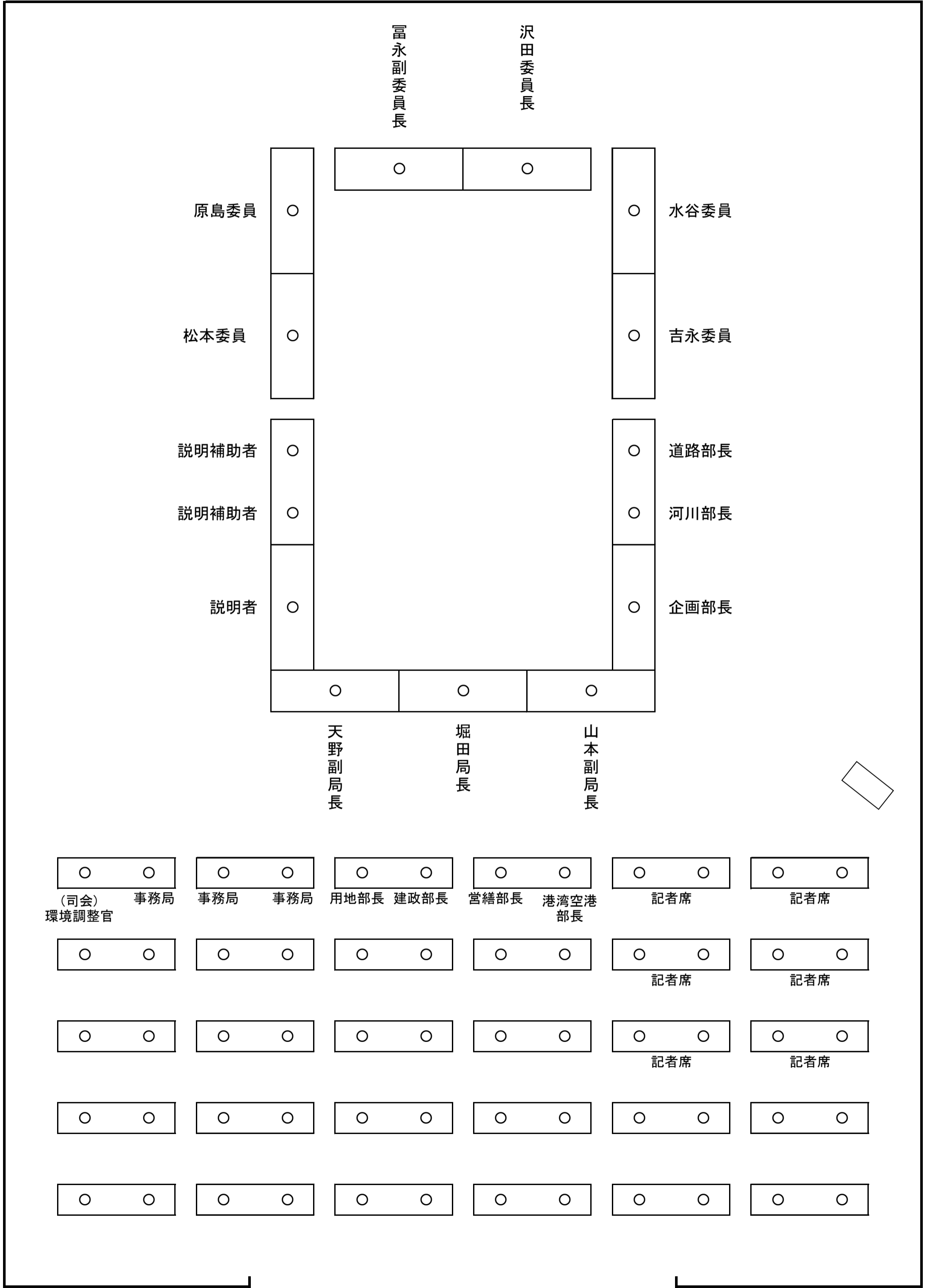
(敬称略 五十音順)

中部地方整備局事業評価監視委員会（令和3年度 第1回） 出席者名簿

委員			
さわだ	かずひで	委員長	
沢田	和秀		
とみなが	あきひろ	副委員長	
富永	晃宏		
あさひ	さちよ	委員	(WEB出席)
朝日	幸代		
いまいずみ	ふみとし	委員	(WEB出席)
今泉	文寿		
さかい	みづき	委員	(WEB出席)
酒井	美月		
たかせ	たつお	委員	(WEB出席)
高瀬	達夫		
はらしま	ただし	委員	
原島	正		
まつもと	ゆきまさ	委員	
松本	幸正		
みずたに	のりみ	委員	
水谷	法美		
よしなが	みか	委員	
吉永	美香		
中部地方整備局			
ほりた	おさむ	局長	
堀田	治		
あまの	ゆうすけ	副局長	
天野	雄介		
やまもと	ともたか	副局長	
山本	知孝		
はやし	まさみち	企画部長	
林	正道		
もりかわ	やすひろ	建政部長	
森川	泰敬		
たなか	たかや	河川部長	
田中	敬也		
まつい	しげひさ	道路部長	
松居	茂久		
やまもと	たいし	港湾空港部長	
山本	大志		
まつお	とおる	営繕部長	
松尾	徹		
こいずみ	かつみ	用地部長	
小泉	克巳		

中部地方整備局事業評価監視委員会(令和3年度 第1回) 配席図

名古屋銀行協会会館 5階 大ホール



中部地方整備局事業評価監視委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」（平成22年4月1日付け国官総第367号の2、国官技第369号の2 国土交通事務次官通知）、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」（平成21年6月1日付、国官総第43号の2、国官技第36号の2 国土交通事務次官通知）（以下「要領」という。）に基づいて中部地方整備局（以下「整備局」という。）に設置する中部地方整備局事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、中部地方整備局長（以下「局長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 整備局が作成した再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針（原案又は案）の提出を受け、各事業を取りまく社会状況等を勘案し、要領に基づく再評価及び事後評価の運用状況等について報告を受けること。
- 二 審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（原案又は案）について審議を行い、対応方針に対し意見等がある場合には、局長に対して意見の具申を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、局長が委嘱する。

- 2 委員会は10人以内で組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、地域の実情を適切に反映した委員会運営とするため、適宜、委員を委嘱することができる。
- 4 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。ただし、6年を限度とする。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 委員長は、会務を総理する。
- 9 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、審議方法を定めた中部地方整備局事業評価監視委員会運営要領を決定する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、中部地方整備局企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 本規則は平成13年7月17日から施行する。

平成14年7月12日	一部改正
平成15年7月22日	一部改正
平成22年4月1日	一部改正

配付資料一覧

1. 委員会開催資料
(議事次第、委員名簿、出席者名簿、配席図、委員会規則、配付資料一覧)
2. 再評価に係る県知事等意見 . . . 資料 1
4. 対応方針一覧表 . . . 資料 2
5. 一括審議案件に対する意見等について . . . 資料 3
6. 令和 3 年度の審議の進め方 . . . 資料 4
7. 一般国道 4 7 4 号 三遠南信自動車道 飯喬道路
一般国道 4 7 4 号 三遠南信自動車道 青崩峠道路
一般国道 4 7 4 号 三遠南信自動車道 水窪佐久間道路
一般国道 4 7 4 号 三遠南信自動車道 佐久間道路・三遠道路 説明資料
. . . 資料 5
8. 一般国道 1 5 6 号 岐阜東バイパス 説明資料 . . . 資料 6
9. 一般国道 2 5 8 号 大桑道路 説明資料 . . . 資料 7
10. 一般国道 1 号 関バイパス 説明資料 . . . 資料 8
11. 菊川直轄河川改修事業 報告資料 . . . 資料 9
12. 木曾川水系連絡導水路事業 報告資料 . . . 資料 10
13. 再評価に係る資料【道路事業】 . . . 資料 11
14. 報告に係る資料【河川事業】 . . . 資料 12